

【保護者用】

病状回復後の登園の際に、下記《登園届》太枠内をご記入願います。
 ※必ず**主治医から登園許可の確認を行ってから**ご記入、ご提出をお願いします。

《 登 園 届 》		
社会福祉法人 ちとせ交友会 <u>船場ちとせ保育園 施設長 殿</u>		
入所児童氏名 _____		
病名 「 _____ 」と診断され、		
令和	年	月 日 医療機関名 「 _____ 」
連絡先 _____		
において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園 します。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> 保護者名 _____ サイン Ⓜ		

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。
 保育所入所児がよくかかる下記の感染症については「登園の目安」を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園していただきますようご配慮ください。

- 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症
 *登園の目安は、子どもの全身の状態が良好であることが基準です。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
伝染性膿痂疹（とびひ）	水疱を形成している間	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身の状態が良いこと
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前1週間	全身の状態が良いこと
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
アタマジラミ症		医師により感染の恐れがないと認められるまで